

## 第4次

# 吉川市子ども読書活動推進計画（案）



令和 年 月  
吉川市教育委員会

## 目次

### 第1章 計画の概要

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	2
(1)	国・埼玉県の動き	2
(2)	吉川市の動き	3
3	計画の対象及び期間	4
4	計画の位置づけ	4

### 第2章 第3次計画における取組・成果と課題

1	吉川市の現状 ～読書についてのアンケート調査結果より～	5
(1)	小学生の実態	5
(2)	中学生の実態	7
(3)	高校生の実態	9
(4)	子どもたちの実態を受けて	12
2	取組・成果と課題	13
(1)	子どもが読書に親しむ機会の充実	13
(2)	子どもの読書活動に関する環境の整備・充実	16
(3)	家庭・学校・地域・図書館の連携・充実	18

### 第3章 第4次計画の基本的な考え方

1	基本目標	20
2	基本的方針	20
3	計画の体系	21

### 第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1	「家庭」における子どもの読書活動の推進	22
2	「地域」における子どもの読書活動の推進	23
3	「図書館」における子どもの読書活動の推進	24

(1) 「利用者の視点に立った」図書館運営	24
(2) 図書館の機能整備及び人材育成	26
(3) 「家庭」・「地域」・「学校」との連携	27
4 「学校」における子どもの読書活動の推進	28

【資料】

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定	30
2 教育におけるデジタル化の進展	30
3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	31
4 こども基本法の成立	31
5 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」	31
6 国及び県における新たな教育振興基本計画	32
7 図書館事業の実績値	33

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の目的

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものです。読書により、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験をします。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などが身に付き、変化の激しい現代社会にも主体的に対応していくことができる資質・能力を養うことができます。

しかしながら、近年、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大、GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台のデジタル端末の整備など、社会情勢や子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があります。

このような中、吉川市では平成20年3月に「吉川市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成27年4月からは「第2次計画」、令和2年3月より「第3次計画」のもとに、子どもの読書活動を推進しています。計画期間が令和6年度をもって満了となることから、令和7年度を初年度とする「第4次吉川市子ども読書活動推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

本計画では、社会情勢や子どもたちを取り巻く環境の変化と読書活動の状況を踏まえ、これまでの計画で進めてきた取組をより豊かなものにし、吉川市の子どもたちが本を身近に感じ、読書を楽しみ、それによる充実感や満足感を得る体験を通して、また次の本を手に取りたくなる、そうした読書習慣を身に付けられるよう、引き続き、子どもの読書活動を推進しようとするものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国・埼玉県の動き

国は、子どもの読書活動の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を公布・施行しました。平成14年には、この法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、以降、おおむね5年ごとに計画を改定し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

第四次基本計画が策定された平成30年4月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月）の策定を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想<sup>1</sup>による学校のICT環境の整備により、子どもたちを取り巻く環境が変化しており、こうした諸情勢の変化、第四次基本計画期間における成果と課題を検証した上で、不読率<sup>2</sup>の改善やデジタル社会に対応した読書環境の整備などを図るため、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定しました。

埼玉県では、平成10年度から「彩の国5つのふれあい県民運動」の中で「本とのふれあい」を展開し、子ども読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発に努めてきました。平成14年度からは、「彩の国教育改革会議」の提言を踏まえ、「彩の国教育改革アクションプラン」を策定し、「誰もがわかる授業、伸ばす授業を進める」ための重要な柱として、子どもの読書活動を推進しています。

---

1 児童・生徒1人につきパソコンやタブレット等の情報端末を1台配備し、ICT（情報通信技術）を取り入れた新たな教育を実現する構想。

2 1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合。高校生の不読率は、小・中学生に比して、高い状況が続いている。また、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁でないと考えられている。

平成16年3月、国の基本計画を基本として、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定して以降、おおむね5年ごとに改定されています。現在は、これまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の新しい基本計画を参酌の上、子どもの読書活動の習慣化を目指すために、令和6年度から令和10年度までの「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

## （2）吉川市の動き

本市では、昭和48年度の吉川町公民館の図書コーナーでの貸出業務をはじめに、中央公民館図書室、視聴覚ライブラリーを開館し、子どもたちの読書活動推進を図ってきました。平成11年度には図書館法で定める図書館として、市立図書館を開館し、視聴覚ライブラリー図書室、中央公民館図書室を分室として位置付けました。平成15年度には、旭地区センター図書室を新たな分室として設置し、図書館網の拡大を図っています。これらは、コンピューターネットワークで結ばれ、蔵書や利用者情報を一元的に管理することで利用者の利便性を高め、市内全域へのサービスを担っています。市立図書館では、開館以来、子どもたちに図書館に親しんでもらうとともに、本を好きになってもらうことを重視してきました。平成16年度からは、市教育委員会の教育行政重点施策の一つとして「子ども読書活動の推進」を位置付け、平成20年3月に「吉川市子ども読書活動推進計画」を策定し、以降、国及び県の計画を基本としながら、おおむね5年ごとに改定を実施し、子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。

また、平成22年4月からは、民間事業者が市立図書館を管理・運営する指定管理者制度を導入し、図書専門の司書有資格者の増員を図り、民間のノウハウを生かした読書活動を推進しています。

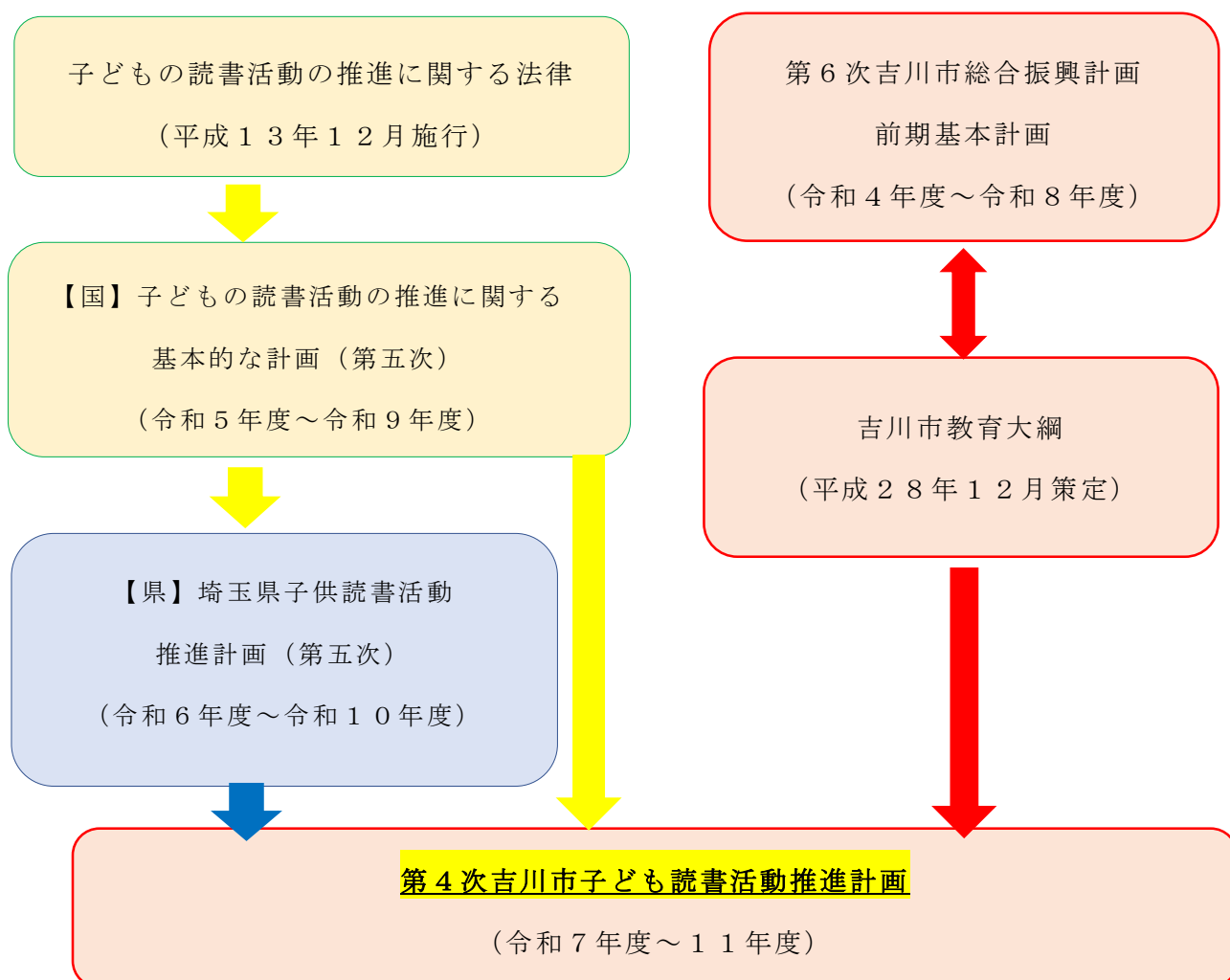
### 3 計画の対象及び期間

計画の対象は、概ね18歳以下の子どもと子どもの読書活動に関わる大人とします。計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、本計画期間中においても必要に応じて、記述の変更・修正を行います。

### 4 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づく計画として、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」や「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を参酌<sup>さんしゃく</sup>して策定したものです。

また、本市の上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」及び関連する諸計画等との整合を図ったものです。



## 第2章 第3次計画における取組・成果と課題

この章では、吉川市内の児童生徒の読書活動の現状と、第3次計画で示された3つの「基本の方針」に沿って、主な取組とその成果、課題を整理します。

### 1 吉川市の現状 ～読書についてのアンケート調査結果より～

平成26年度から埼玉県学力・学習状況調査<sup>1</sup>が実施されており、その中の生活習慣アンケートに、「1か月に、何冊くらい本を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます）」という質問があります。この結果をもとに吉川市の小・中学生の状況を分析しました。なお、第3次計画策定時の調査結果と比較するため、令和3年度に小学4年生並びに中学1年生であった生徒の、令和5年度までのアンケート結果の数値をもとにしています。

#### （1）小学生の実態（令和3年度の市内全小学校4年生全員の経年変化）

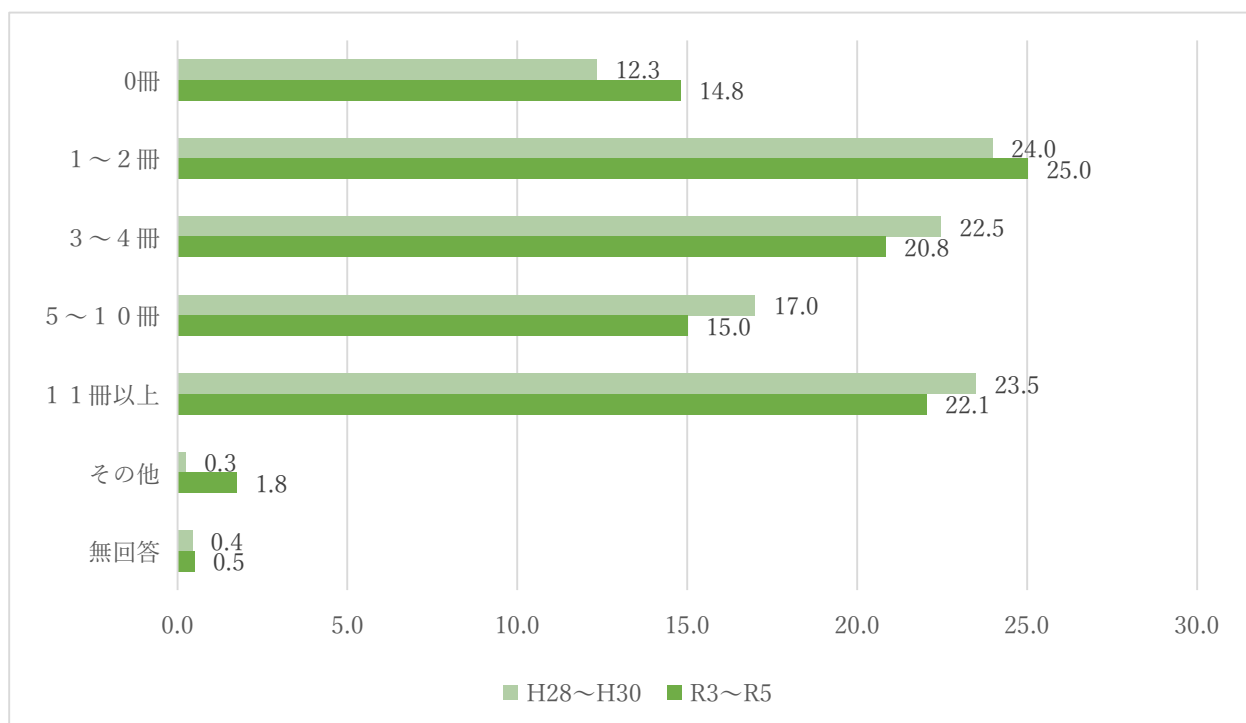
各年度の回答人数のばらつきについては、体調不良や新型コロナウイルス罹患による隔離期間により、調査日に参加できなかったことが考えられます。

表1-1：1か月に読む本の冊数について、第3次計画との比較【小学生】（％）

	小学4年生		小学5年生		小学6年生		平均値	
	H28 (n=746名)	R3 (n=658名)	H29 (n=747名)	R4 (n=645名)	H30 (n=744名)	R5 (n=655名)	H28～H30	R3～R5
0冊	11.3	10.6	11.6	11.6	14.0	22.1	12.3	14.8
1～2冊	21.3	21.3	22.4	24.6	28.2	29.3	24.0	25.0
3～4冊	18.3	21.3	24.8	22.6	24.5	18.6	22.5	20.8
5～10冊	19.9	18.2	15.4	14.7	15.7	12.1	17.0	15.0
11冊以上	28.4	27.5	24.8	21.2	17.4	17.4	23.5	22.1
その他	0.1	0.2	0.5	4.8	0.1	0.3	0.3	1.8
無回答	0.7	0.9	0.5	0.5	0.1	0.2	0.4	0.5

1 埼玉県の児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握することで、教育施策や指導の工夫改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進する目的で、平成26年度から毎年、小学4年生から中学3年生を対象に調査を実施。

図 1 - 1 : 1 か月に読む本の冊数 (3 か年の平均値) 【小学生】 (%)



【考察】

- ・ 今回の調査結果より、「1 か月に1冊も本を読まない（以下、「0冊」という。）」と回答した児童は、学年が上がるにつれて増えており、5年生から6年生にかけて約2倍に増加しています。結果、「1か月に1冊以上本を読む」児童の割合も4・5年生時は約9割でしたが、6年生時には約8割に減少しており、読書離れが進んでいる状況が伺えます。
- ・ 第3次計画と比較すると、6年生の0冊の割合は平成30年度の14.0%から令和5年度には22.1%に増加した一方で、「3~4冊」「5~10冊」と回答した児童の割合は減少しました。なお、「11冊以上読む」と回答した多読傾向の児童の割合には顕著な変化がないことが分かります。
- ・ 全国的に、高学年になるにつれ読む本の冊数が少なくなる傾向があります。要因としては、習い事などによる生活環境の変化や、スマートフォンやタブレットを持つようになり、動画コンテンツなどを視聴する時間が増えたことで、読書に充てる時間が減少していることが考えられます。
- ・ これまで各学校で取り組んでいた「朝読書」の活動は、「学校における働き方改革」<sup>2</sup>（以下、「働き方改革」という）を受け、実施を止めた学校があ

るなど、学校において児童が読書に関わる時間が減少していることも、不読率が増加した要因の一つと考えられます。

- ・令和6年7月に策定された「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）（以下、「県第五次計画」という。）」では、平成30年度の県内小学生（小学4年生～6年生）の0冊の割合が10.3%であったのに対し、令和5年度では14.7%と増加傾向であり、吉川市だけでなく他自治体においても読書離れが進んでいることが分かります。
- ・なお、表1-1のとおり吉川市の令和3年度から令和5年度の0冊の割合の平均値は、14.8%となりました。県第五次計画では、当該年度の小学4～6年生を対象とした調査による割合であるため、一概に比較することはできませんが、県第五次計画の結果とほぼ同じ割合となっています。

## （2）中学生の実態（令和3年度の市内全中学校1年生全員の経年変化）

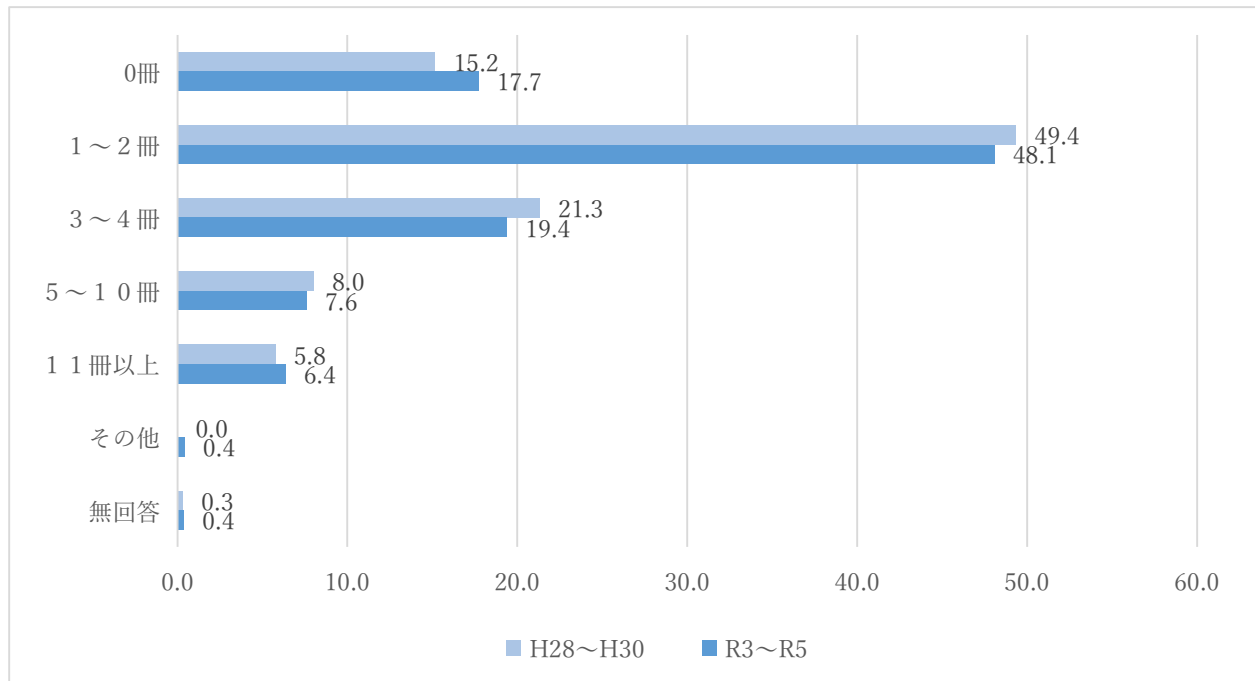
各年度の回答人数のばらつきについては、体調不良や新型コロナウイルス罹患による隔離期間により、調査日に参加できなかったことが考えられます。

表2-1：1か月に読む本の冊数について、第3次計画との比較【中学生】（%）

	中学1年生		中学2年生		中学3年生		平均値	
	H28 (n=717名)	R3 (n=735名)	H29 (n=717名)	R4 (n=682名)	H30 (n=716名)	R5 (n=666名)	H28～H30	R3～R5
0冊	11.4	12.0	16.5	18.6	17.7	22.5	15.2	17.7
1～2冊	42.5	43.1	49.6	48.3	55.9	52.7	49.4	48.1
3～4冊	26.3	23.9	20.4	19.2	17.3	15.0	21.3	19.4
5～10冊	10.5	11.0	7.5	6.2	6.1	5.7	8.0	7.6
11冊以上	8.9	9.7	5.7	6.2	2.7	3.3	5.8	6.4
その他	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.2	0.0	0.4
無回答	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.3	0.4

2 平成31年4月1日に施行された、通称「働き方改革関連法」をもとに、吉川市では「学校における働き方改革基本方針」を令和2年9月に策定し、教職員の勤務時間短縮や学校業務改善を図っている。

図 2 - 1 : 1 か月に読む本の冊数 (3 か年の平均値) 【中学生】 ( % )



【考察】

- ・ 今回の調査結果より、小学生と同様、0冊の生徒は学年が進むにつれて増加し、読む冊数も減少傾向です。
- ・ 第3次計画と比較すると、中学3年生の0冊の割合は平成30年度の17.7%から令和5年度には22.5%に増加しております。なお、「11冊以上読む」と回答した生徒の割合は微増傾向です。
- ・ 中学生になり読む本の冊数が減るのは、小学生と同様、スマートフォンやタブレットを使用したSNS<sup>3</sup>の長時間利用によるものや、部活動や高校受験に向けた準備のため、読書に充てる時間が減少することなどが要因と考えられます。
- ・ 県第五次計画では、平成30年度に県内中学生（中学1年生～3年生）の0冊の割合が17.0%であったのに対し、令和5年度には20.7%と、小学生の結果同様、増加傾向にあります。
- ・ なお、表2-1のとおり吉川市の令和3年度から令和5年度の0冊の割合の平均値は、17.7%であり、県第五次計画の結果よりも低く、これまでの取組に一定の効果があったと推察します。

3 Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

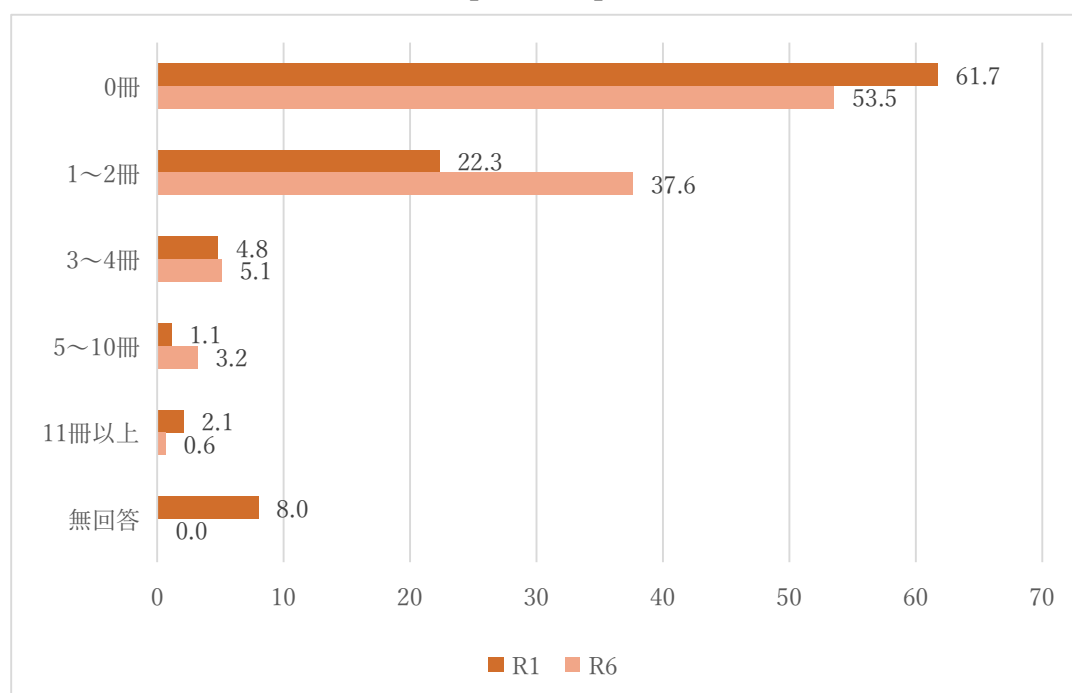
(3) 高校生の実態（県立吉川美南高等学校2年生へのアンケート）

県において高校生に対する生活習慣アンケートを実施していないため、令和6年度に、吉川美南高等学校2年生を対象に小中学生の実態と関連する個別のアンケートを行い、その回答結果をもとに考察します。なお、全ての生徒が吉川市在住ではありませんが、高校生の実態ととらえます。

表3-1：1か月に読む本の冊数について、第3次計画との比較【高校生】（%）

項目	高校2年生	
	R1 (n=188名)	R6 (n=157名)
0冊	61.7	53.5
1～2冊	22.3	37.6
3～4冊	4.8	5.1
5～10冊	1.1	3.2
11冊以上	2.1	0.6
無回答	8.0	0.0

図3-1：1か月に読む本の冊数【高校生】（%）



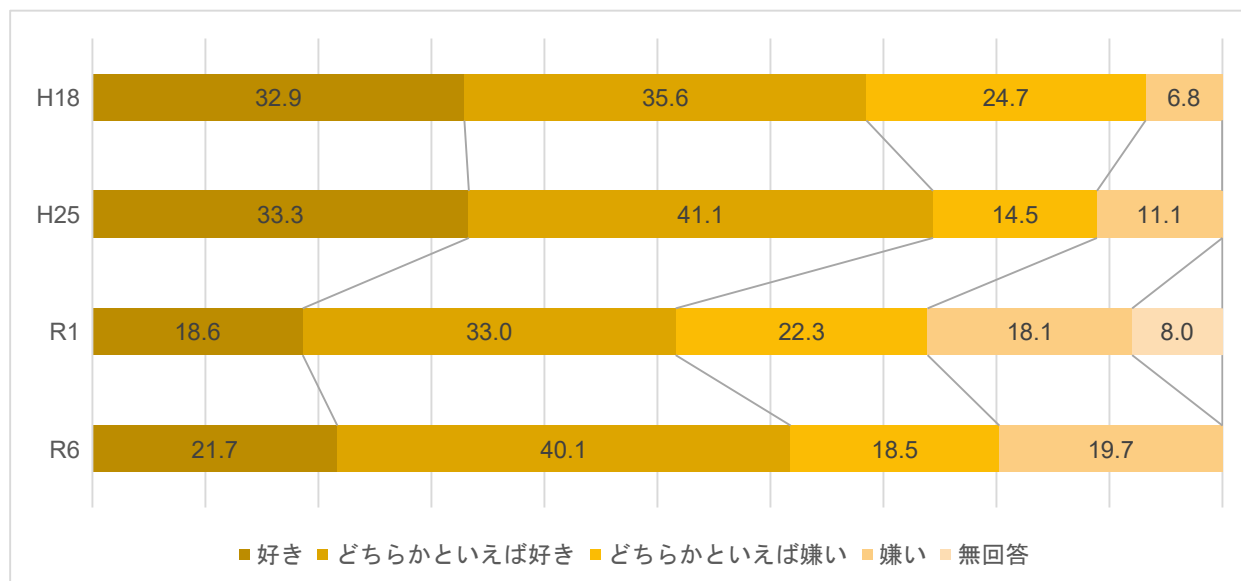
【考察】

- ・ 高校生において0冊の生徒の割合は53.5%と全体の半数以上にのぼる結果となりましたが、第3次計画の61.7%と比較すると0冊の生徒の割合は減少し、不読率は改善傾向にあります。
- ・ 改善の要因としては、学校全体で探究学習に力を入れており、調べる機会の増加が、読書機会の創出に繋がっていると考えられます。
- ・ 一方で、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」では、高校生（高校1年生～3年生）の0冊の割合は令和4年度に51.1%であり、市内の高校に通学する生徒の方が高い結果となりました。
- ・ 中学3年生では約8割の生徒が「1か月に1～2冊以上」本を読んでいたが、高校生になると約5割まで減少しています。要因としては、スマートフォン等での、SNSの利用及び趣味や娯楽といった動画コンテンツの視聴時間の増加により、読書する時間が減少することが考えられます。
- ・ なお、「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書（こども家庭庁（令和6年3月））」によると、インターネットの目的別利用時間のうち、「趣味・娯楽」と「保護者・友人等とのコミュニケーション」の平日1日の平均時間の合計は中学生が222.9分、高校生が281.4分と、中学生と高校生では利用時間に差があることが分かります。

表3-2：本を読むことが好きですか。第3次計画における調査結果との比較（%）

項目	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	無回答
H18	32.9	35.6	24.7	6.8	0.0
H25	33.3	41.1	14.5	11.1	0.0
R1	18.6	33.0	22.3	18.1	8.0
R6	21.7	40.1	18.5	19.7	0.0

図 3 - 2 : 本を読むことが好きですか。第 3 次計画における調査結果との比較 (%)



### 【考察】

- ・ 今回の調査結果より、本を読むことが「好き」、「どちらかといえば好き」と答えた生徒の割合を合計すると 60% を超え、令和元年度の調査結果よりも高い結果となりました。しかし、表 3 - 1 より、1 か月に 1 冊以上本を読んでいる生徒の割合は約 45% であり、約 15% の生徒は本を読むことは好きだが、様々な理由により本を読むことができていないことが分かります。
- ・ また、本を読むことが「嫌い」と答えた生徒は約 20% にのぼり、アンケートを取り始めてから最も高い結果となりました。
- ・ 本を読みたくても読む時間や機会の確保が難しい生徒の読書環境を整備することや、本が嫌いな生徒に対し、読書活動の重要性を伝え、読書に親しむ機会を提供していくことが、高校生の不読率を改善するためには必要だと考えます。

#### (4) 子どもたちの実態を受けて

- ・乳幼児期から読書習慣を身に付けることで、小中学生や高校生になってからも読書活動が継続され、不読率の低減に繋がると考えます。図書館が主体となり、これまでの取組を継続しながら更なる読書機会の充実や読書に親しむ環境の整備を図り、家庭や地域、学校への支援を行っていきます。
- ・高校生の不読率が一貫して高いことに関し、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要があります。
- ・また、繰り返し読みたくなるような文学や物語など、読書の質や内容の充実を図ることが、読書離れの改善に繋がると考えます。読みたいと思える本に出会えるきっかけを各発達段階で用意する必要があります。
- ・子どもの読書習慣の形成を目指す上で、デジタル化に対応することも必要です。スマートフォン等で読むことが出来る電子書籍等による読書活動についても実態を把握<sup>4</sup>し、不読率の改善を図ることが必要です。



『図書館だより』（市立図書館）



『Xの周知』（市立図書館）

4 埼玉県が行う「埼玉県学力・学習状況調査」において、令和6年度より「電子書籍での読書を含め、1か月に何冊本を読むか」という設問に変更されました。

## 2 取組・成果と課題

### (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実

#### 【取組・成果】

##### ①家庭での機会

- ・市立図書館が実施している「ブックスタート事業<sup>1</sup>」を、令和2年度から令和5年度までの4年間で84回開催。延べ1,765組の参加がありました。保健センターで実施している4か月児健診時に、赤ちゃんのときから絵本を読んであげることの大切さを伝え、図書館職員が絵本を保護者に手渡し、家庭での絵本との出会いを応援しました。
- ・市立図書館では読書についての知識や読書の大切さを理解してもらうことを目的に「読み聞かせ講座」を開催しました。令和2年度は保育園の保育士を対象に、コロナ禍のためリモートで開催。令和4・5年度は保護者を対象に市立図書館にて対面で開催。3回で延べ40名の参加があり、「読み聞かせのコツがわかった」、「絵本選びの参考になった」と好評でした。

##### ②学校での機会

- ・図書館職員による「ブックトーク事業<sup>2</sup>」を、市内8小学校の3年生を対象に、4年間で延べ87クラスに実施しました。選択したテーマに沿って、絵本、読み物を紹介し、読書への関心、好奇心の向上を図りました。
- ・学校において、司書教諭や学校図書館司書<sup>3</sup>により、学校図書館の利用が始まる学年に対してオリエンテーションを開き、本の貸出方法の説明を行うなど、児童生徒の読書習慣の形成に繋がるようにしました。
- ・外国籍や障がいのある児童生徒が読書に親しめるよう、授業時間に学校図書館を利用することや、大型絵本や点字図書、また英語等の図書を蔵書しました。

---

1 4か月児健診参加親子に、赤ちゃんへの読み聞かせを通じた心のふれあいの大切さを伝え、絵本をプレゼントする事業。なお、令和6年度から7か月児相談時に変更。

2 一定のテーマに関する本を子どもたちに紹介し、その本の面白さを知ってもらい、関心を高める事業。

3 学校図書館に勤める司書または司書教諭の資格を有する非常勤職員。

- ・小中学校において、給食の時間の校内放送や、児童生徒に1人1台配布されたデジタル端末を活用して、図書委員による本の紹介を行うなど、児童生徒が本に興味を持つような取組を行いました。また、図書の予約に関してもデジタル端末を活用するなど工夫をし、読書の機会が広がるよう取り組みました。

### ③地域での機会

- ・各幼稚園・保育所などにおいて図書館職員が、絵本の読み聞かせや紹介を行い、家庭でも継続して読書が行われるよう支援しました。
- ・児童館では、図書館職員による月1回のおはなし会「おはなしらんど」を開催し、4年間で延べ317名の参加がありました。また、中央公民館では、「出張赤ちゃんおはなし会」（毎年1回実施。延べ53名参加）を開催し、それぞれの地域で、子どもたちが本に親しむ機会を設けました。
- ・市内3か所にある子育て支援センター<sup>4</sup>では、それぞれの場所で決まった曜日に月3～4回程度、子育て支援センター職員による絵本の読み聞かせを実施しました。また、ひまわりの丘では、年3回、親子向けの「読み聞かせ講座」を開催しました。

### ④市立図書館での機会

- ・「子ども読書の日<sup>5</sup>」や「こども読書週間<sup>6</sup>」に合わせ、毎年テーマを変えて子どもたち自身が本の内容を紹介する「児童読書ラリー」を開催。本を紹介することで子どもたち自身の読書意欲の向上を図るとともに、クイズやビンゴなどの手法を取り入れ、楽しみながら多くのジャンルの本を読む機会の拡大を図りました。
- ・市立図書館では、小学校や幼稚園からの図書館見学を積極的に受け入れ、貸出体験、閉架書架見学などを行い、図書館により親しむ機会の拡大を図りました。

4 市民交流センターおあしす内（ひまわりの丘）・吉川市立美南小学校併設（美南の風）・吉川団地名店街内（びこの森）にある地域子育て支援拠点。

5 平成13年に施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」で毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めた。

6 公益社団法人読書推進運動協議会が主催し、毎年4月23日～5月12日に実施している。

- ・子どもたちの図書館利用を促進するため、「夏休みスタンプラリー」や「子どもえいがかい」を実施しました。また、視聴覚ライブラリー図書室では、「ビブリオキッズくらぶ<sup>7</sup>」や「ぬいぐるみおとまりかい」の事業を継続して実施しました。
- ・「吉川市図書館を使った調べる学習コンクール」（以下、「調べる学習コンクール」という）の作品制作の支援策として、「はじめて講座」（4年間で延べ55名参加）、「個別相談会」（4年間で延べ117名参加）、学校での「出前講座」（令和3年度より開催、延べ472名参加）を実施し、「調べ学習<sup>8</sup>」の浸透を図りました。
- ・「調べる学習コンクール」の応募点数は毎年増加し、令和2年度の165点から令和5年度には561点と3倍強となりました。また、全国コンクールでは、令和4年度に優良賞1点、奨励賞1点、令和5年度に優良賞1点、奨励賞3点に輝くなど、図書館の活用方法を身につける機会の拡大に繋がりました。

#### 【課題】

- ・家庭や地域において、読み聞かせの楽しさや読書の重要性に対する理解が促進されるよう、各子どもの関連施設で読み聞かせを継続し、また、読書の意義について情報発信を行う必要があります。
- ・コロナ禍や「働き方改革」を受け、各小学校において「朝読書」の活動が縮小していることや、おはなし会サークル（読み聞かせボランティア）の活動機会も減少しており、子どもたちが本に親しみ、そして読書を楽しむ機会が減少しています。
- ・学年が上がるにつれて不読率も増加していることから、小学校高学年から高校生を対象にした取組を強化し、読書の楽しさを知ってもらうことで、読書離れを防ぐことが求められます。

---

7 ミニブックトークや新聞づくりなどを行い、読書の楽しさや図書館の使い方を知ってもらう事業。

8 知りたいこと、興味を持っていることについて、図書や実地見学など、いろいろな方法で調べて、まとめ、発表すること。

## (2) 子どもの読書活動に関する環境の整備・充実

### 【取組・成果】

#### ①市立図書館の充実

- ・利用の多い乳幼児向けの絵本や、小中学生や高校生向けの調べる本を中心に蔵書の充実に努めました。年齢別や学年別に図書館職員が推薦する本のリストを作成し、蔵書の有効活用を図りました。
- ・中高生のための読書情報誌「ハピネス！」への記事やイラストを募集し、誌面への参画を実現するなど、YA<sup>9</sup>（ヤングアダルト）の図書館利用、読書推進を図りました。
- ・吉川美南高等学校と連携した、YAコーナーでの展示（令和5年度「背表紙川柳」）や、吉川市在住の高校生による「利用者展示」を行い、YA世代の来館促進を図りました。
- ・車いすでの利用に対応した机や、視覚に障がいのある方に配慮した拡大読書機の設置・維持による読書環境の整備のほか、児童コーナーの「りんごの棚<sup>10</sup>」には、さわる絵本、大活字本、LLブック、点字図書などを揃え、多様な子どもたちが読書を楽しめるような環境の充実に努めました。
- ・新たな情報発信のツールとして、図書館の「X（旧Twitter）」のアカウントを作成し、中高生向けに情報発信を行うなど、図書館が家庭、学校に次ぐ第3の居場所（サードプレイス）となるように努めました。
- ・令和5年度から、市内に所蔵のない本のリクエスト<sup>11</sup>を、Webフォームから行えるようにし、利用者の利便性を高め、新たな本との出会いを促進しました。



『りんごの棚』（市立図書館）

- 
- 9 大人になりつつある10代を表す用語。図書館においては、この年代（主に中高生）を対象とした、児童書と一般書の間位置する図書をヤングアダルト（YA）図書と呼ぶ。
- 10 スウェーデンの図書館から始まった。特別なニーズのある子ども向けのりんごのおもちゃからヒントを得て、「りんごの棚」という名前をつけ、全国に広まった。
- 11 吉川市内図書館（室）で所蔵していない図書、雑誌の申込を行うこと。

## ②学校図書館の充実

- ・学級文庫や学年文庫を設置（各小中学校の通常学級、特別支援学級）し、児童生徒の身近に本があり、いつでも手に取れる環境づくりの工夫をしました。
- ・児童生徒の学びや読書活動を支えるため、適切な蔵書構成のもと学校図書館図書標準<sup>12</sup>を達成できるように、司書教諭や学校図書館司書を中心に、資料の選定や収集、除籍などを計画的に行い、学校図書館資料の充実に努めました。
- ・児童生徒の読書意欲を喚起するため、司書教諭や学校図書館司書、また図書委員が主体となり、先生からおすすめの本の紹介コーナーを設けるなど、図書の紹介・展示方法を工夫しました。また、季節毎に図書館内外の装飾を変更し、学校図書館に来たくなるような環境づくりに努めました。
- ・PTAやボランティアの方による、ブックバッグの作成や本の修理、図書資料の配架など、児童の読書環境の整備に努めました。

## ③幼稚園・保育所の環境整備

- ・市立図書館の図書配送便<sup>13</sup>を利用して市内の幼稚園や保育所に、発達段階に応じたおすすめの本の団体貸出を実施しました。令和5年度は市内小中学校・学童保育室を含む28施設に計25,797冊を運搬し、身近に本がある環境を整備しました。
- ・市立図書館が発行している「図書館だより」やブックリストを活用し、保護者の方におすすめの絵本や物語を伝え、家庭と一体となって読書活動を推進するよう努めました。また、読書活動に係る啓発物等を通して、幼児期における本との出会いの意義を保護者に周知しました。

---

12 文部科学省が、公立の義務教育諸学校において、各校の学級数に応じて学校図書館に整備すべき蔵書数を標準として定めたもの。（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）

13 団体利用者（団体登録をした市内の事業所、機関、その他の団体）に対して図書館の資料を貸出すこと。市立図書館では、1団体100冊以内とし、貸出期間は30日以内。

## 【課題】

- ・ 図書館から離れた地域に住んでいることや障がいなどで来館の機会が少ないことなど、本を読みたくても読む機会の確保が難しい子どもたちが、身近に本を借りることができる環境の整備が必要です。
- ・ 第3次計画推進中に、デジタル庁の設置（令和3年9月）をはじめ、デジタル社会の形成に向けた取り組みが進められていることを受け、市立図書館では小中学校のICT環境整備に対応した、電子図書館の導入や郷土資料の電子化などによる読書環境の整備について、学校と連携して検討していくことが求められます。
- ・ 学校図書館において従来の管理手法では図書の紛失などの懸念があり、図書の貸し出しに一定の制約が生じているため、ハード面の整備を含めた蔵書管理にかかる整理が必要です。

## （3）家庭・学校・地域・図書館の連携・充実

### 【取組・成果】

#### ① 推進体制の整備

- ・ 市立図書館と小中学校の司書教諭との情報交換会を年1回開催し、蔵書管理や読書普及活動についての情報交換、現在の課題について話し合いを行いました。
- ・ 市立図書館と小学校で活動する読み聞かせボランティアとの情報交換会を年1回開催し、活動状況や課題についての情報交換、また貸出可能な絵本リストや読み聞かせの実績を共有しました。



『先生からおすすめの本の紹介』（美南小学校図書室）



『季節の装飾』（中曽根小学校図書室）

## ②人材の育成と活用

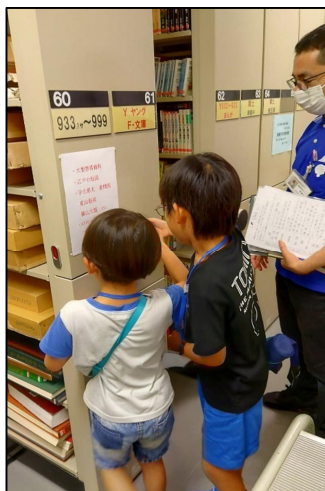
- ・図書館職員は、埼玉県図書館協会の児童サービス研修などに参加し、知識習得や技術向上に努めました。

## ③情報の提供と活用

- ・図書館が家庭、学校、地域、相互の情報交換や意見交換を行うネットワークの中核となって、読書活動を推進しました。
- ・子どもの読書活動の推進について広く市民に知ってもらうため、図書館において、毎年多様なテーマでの児童書展示や正月の「福袋<sup>14</sup>」などを実施するなど、啓発・広報に努めました。また、図書館により親しんでもらうため、「図書館ツアー<sup>15</sup>」、「チャレンジ図書館員<sup>16</sup>」を開催し4年間で延べ77名の参加がありました。

### 【課題】

- ・子どもの読書活動推進に関する知識・技術を持った人材の確保や育成が必要です。
- ・読み聞かせ活動の担い手不足が課題であり、子どもたちに読書の楽しさ、素晴らしさを伝える人材を輩出するための支援が必要です。



『図書館ツアー』（市立図書館）



『チャレンジ図書館員』（市立図書館）

14 テーマごとに3冊を袋に入れ、「本の福袋」として貸出を行う、新春恒例の事業。年始から市内4館（室）で実施。

15 一般・親子を対象に、図書館の施設案内と利用案内を行う。市立図書館で年4回実施。

16 小学5・6年生を対象に、半日間、図書館の仕事を体験する。市立、視聴覚ライブラリー、中央公民館で実施。

## 第3章 第4次計画の基本的な考え方

第3次計画での課題を踏まえ、第4次計画の基本目標や基本的方針、計画の体系を定めます。また、次章では、活動の推進にあたり具体的な取組についてまとめます。

### 1 基本目標

次に掲げる目標に基づいて、子どもの読書活動の推進に努めます。

すべての子どもが、いつでもどこでも本にふれ、  
知るよろこび、読むたのしさを実感し、生きる力を育んでいく  
『本大好き、吉川っ子』

### 2 基本的方針

基本目標の実現並びに第3次計画の基本的方針を踏まえ、次の3つを基本的方針とします。

#### 基本的方針1 子どもたちが読書に親しむ機会の充実

就学前から読み聞かせを活発に行うなど、子どもたちの発達段階や状況に応じた読書機会の充実を図り、読書習慣の形成と読書が好きな子どもたちを増やしていきます。

#### 基本的方針2 子どもたちの読書活動に関する環境の整備

子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことができるよう、それぞれの場所で本が身近にあり親しめる環境を整備していきます。

#### 基本的方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成及び普及・啓発

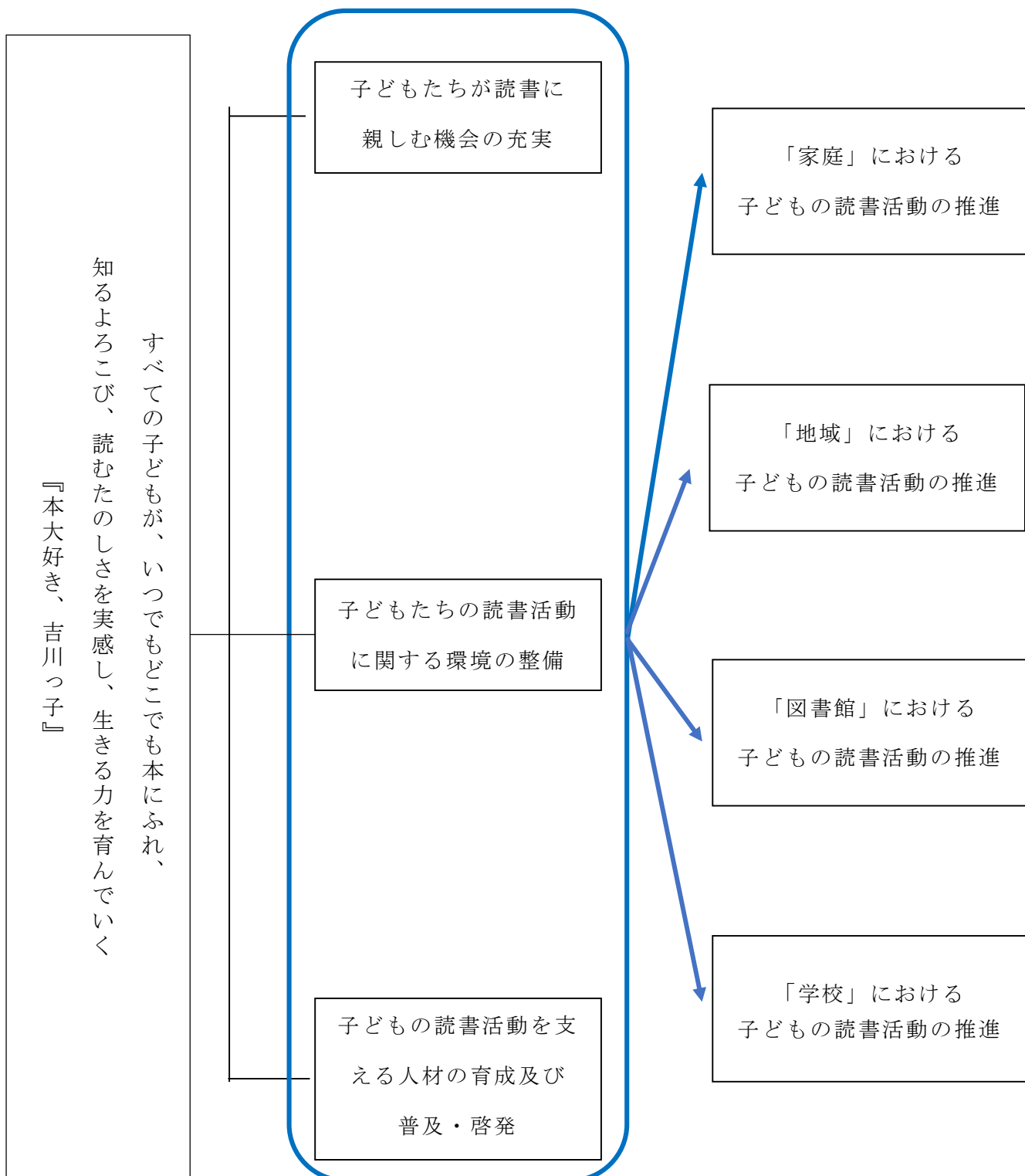
図書館を中心に、保護者やボランティアの方に読み聞かせ講座を開催するなど、読書活動を支える人材の育成に努めるとともに、子どもの読書活動に対する理解が深まるようなイベントや講座の実施、また、ICT等を活用した情報の提供を行い、読書活動の普及啓発に努めていきます。

### 3 計画の体系

基本目標

基本の方針

具体的な取組



## 第4章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 「家庭」における子どもの読書活動の推進

#### 【施策の方向】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。毎日過ごす家庭の中で子どもが自然に読書に親しむようになるためには、保護者に読書活動の意義や重要性を理解してもらうことが大切です。

子どもの発達段階や状況に応じた読書活動の推進・支援をすることで、子どもが本と出会うきっかけを作っていきます。

#### 【主な取組】

①家庭での読書活動のスタートを支援するため、乳幼児と保護者に絵本を手渡し、家族のコミュニケーションを図る「ブックスタート事業」を、市立図書館が主体となり継続して実施します。

②乳幼児期は家族による絵本などの読み聞かせを日常的に行えるよう、市立図書館が行う、保護者等に向けた「読み聞かせ講座」の内容の充実や参加機会の拡大を図ります。また、読み聞かせにおすすめの本を紹介するなど、選書のアドバイスをを行い、家庭での読み聞かせに繋がります。

③子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す「家読（うちどく）」を支援するため、市立図書館ではあらゆる機会を通して、保護者に対し読書活動の重要性について周知・啓発をします。

## 2 「地域」における子どもの読書活動の推進

### 【施策の方向】

子どもたちの身近な場所で、読書の楽しさに出会うきっかけを作るには、地域の役割が重要です。幼稚園や保育所などでは、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、日常的に本との出会いの場を提供するなど生涯にわたり読書に親しむための大切な基盤を育む場となっています。

引き続き、それぞれの場所で、それぞれの子どもたちが、本に親しむことができるよう、地域の読書活動に関する環境を整備していくとともに、保護者に対して、読み聞かせなどの大切さを伝えていきます。

### 【主な取組】

①幼稚園や保育園、子育て支援センターにおいて、乳幼児期から家庭でも本に親しむことができるよう、市立図書館が発行している「図書館だより」などのお知らせを通じて本の紹介を行います。

②幼稚園や児童館などの子どもたちが多く集まる場所において、図書館の「出張おはなし会」や「おはなしらんど」を継続して実施し、先生や友達とともに本を楽しむことや、本に対する関心を高め、併せて感性を育めるよう、本に親しむ機会づくりに努めます。

③学童保育室や幼稚園、保育所、教育支援センターにおいて、市立図書館の図書配送便を活用して、豊富で多様な図書を用意し、子どもたちの身近に本がある環境を整備します。

④子育て支援センターでは、引き続き絵本などの読み聞かせや「読み聞かせ講座」を開催し、家庭での読み聞かせや読書習慣の形成に繋がるよう支援します。

### 3 「図書館」における子どもの読書活動の推進

#### 【施策の方向】

図書館は、子どもたちが自分で読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみや知識、情報を知ることができる場所であり、保護者にとっても、子どもに薦めたい本を選び、また、子どもの読書について司書等に相談することができる場所です。

さらに、図書館は子どもやその保護者を対象とした「おはなし会」や本の展示等を実施するほか、読書ボランティア団体の支援や活動の機会・場所の提供、研修も行っており、読書の大切さを広める場でもあります。

今後も、吉川市立図書館は、資料や情報の提供などの直接的なサービスの実施や読書活動の振興を担う機関として、また、地域の読書活動を推進する「中核」として、社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めます。

#### 【主な取組】

##### (1) 「利用者の視点に立った」図書館運営

- ①利用の多い乳幼児向けの図書を始め、幼児や児童向けの図書を幅広く収集し蔵書の充実に努めるとともに、県立図書館や公立図書館との相互貸借制度<sup>1</sup>を活用することで、子どもたちの読書意欲に応じていきます。
- ②子どもたちに資料検索や予約、レファレンスなどの図書館サービスを活用してもらえよう、利用方法についての周知やサポートを行います。
- ③「子どもえいがかい」や「図書館ツアー」、また、対象の年齢に応じた「おはなし会」など、図書館に関心や親しみを持てるようなイベントを継続して開催することで、図書館に足を運ぶ機会が増え、子どもたちの手が自然に本に伸びるよう支援します。また、市内はもとより近隣市町の児童生徒が気軽に利用できる図書館を目指します。

---

1 市内に所蔵のない図書・雑誌を、埼玉県内等で所蔵している図書館から借り受けて、利用者に提供するサービス

- ④「調べ学習」の充実を図るため、引き続き「調べる学習コンクール」を開催します。また、「はじめて講座」や「個別相談会」を通して、考える力を養うとともに、図書資料の利用並びに図書館の活用方法を身につける機会の充実を図ります。
- ⑤中学生や高校生の意見を聞きながらYA向けの蔵書を充実するとともに、これらの生徒が編集に参加するYA向けの情報誌を発行するなど、図書館職員が支援をし、発行並びに周知に努めます。
- ⑥不読傾向が高まる中学生や高校生に向けて、これまで行ってきたイベントの参加促進を図ることや、「吉川版ビブリオバトル<sup>2</sup>」といった新たなイベントを検討し、子どもたちが主体的に参加できる取組を推進します。
- ⑦4月の「子ども読書の日」、「こども読書週間」の児童書展示、埼玉県推奨図書や青少年感想文全国コンクール課題図書の展示・紹介など、様々な機会を捉えて、読書活動を支援し、読書の楽しさや大切さを子どもやその保護者に伝えていきます。また、1年を通じて、発達段階に応じたおすすめの本やイベント情報等を効果的に発信していきます。
- ⑧「図書館だより」やホームページ、「X」による情報発信、また地域の新聞などへの記事提供の充実により、サードプレイスとしての図書館をアピールし、図書館未利用の子どもや保護者に対し利用促進を図ります。



『調べる学習コンクール はじめて講座』（市立図書館）

- 2 参加者が読んで面白いと思った本を1人5分間で紹介し、全員で意見交換を行う。全員の発表後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ、本の紹介コミュニケーションゲーム（書評合戦）

## (2) 図書館の機能整備及び人材育成

- ①誰でも利用しやすい環境に整えるため、大活字本や点字図書、録音図書等の充実に努めます。また、拡大読書器の設置・維持や車いすでも利用しやすい図書の配置を検討し、障がいのある子どもたちが読書を楽しめる環境の整備に努めます。
  
- ②多文化共生の取組として、やさしい日本語による利用案内や読書機会の提供など環境整備に努めます。また、保護者の母国語や保護者が育った国の文化を子どもに伝えることができるよう、外国語絵本の収集など、外国籍の子どもたちの読書活動を促進します。
  
- ③図書館に足を運ぶことが難しい子どもたちに対する読書機会の創出や非常時における図書への継続的なアクセスを可能とするため、電子図書館や電子書籍、また、「聴く本」と呼ばれるオーディオブックの導入及び活用など、他自治体の先進事例を参考に、デジタル社会に対応した読書環境の整備について検討していきます。
  
- ④児童図書や児童文学、また発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び技術を有し、子どもの読書活動を持続的に推進できる司書を配置するために、図書館職員への研修の充実に努め、専門的な知識習得や技術向上に努めます。
  
- ⑤市内全小学校を訪問する「ブックトーク事業」を継続するとともに、新たなテーマ検討や、図書館職員の更なるスキルアップに努め、事業の質の向上を図ります。
  
- ⑥ボランティアの読み聞かせに関する知識習得や技術向上のため、「読み聞かせ講座」を開催するなど自己啓発活動を支援し、読書活動を支える人材の育成に努めます。

### (3) 「家庭」・「地域」・「学校」との連携

- ①市立図書館と小中学校の司書教諭との情報交換会を開催し、各校の課題解決に向けた取組や、市立図書館の展示手法、イベントなどの情報を共有し、今後の取組に活かすとともに、共通課題に対する調査研究に努めます。
- ②市立図書館とおはなし会サークルとの情報交換会を開催し、各サークルの課題解決に向けた取組の紹介をはじめ、「働き方改革」などの活動環境の変化に対応することや他サークルへ貸出可能な作品や道具リストを作成するなど、子どもたちが本に親しむ機会を創出し続けるため、サークル活動を支援します。
- ③「家庭」・「地域」・「学校」、それぞれの場所で様々な取組が展開されるなか、市立図書館が相互の情報交換や意見交換を行うネットワークの中核となることで、より効果的に読書活動を推進していきます。



『ブックトーク事業』（美南小学校3年生）



『出張おはなし会』（吉川幼稚園）



『子ども読書ラリー』（市立図書館）



『児童書展示コーナー』（市立図書館）

## 4 「学校」における子どもの読書活動の推進

### 【施策の方向】

子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

「学校教育法」において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。

また、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においても、言語活動を充実させることや学校図書館の計画的な利用による児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが示されています。

これらを踏まえ、学校においては全ての児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、読書活動や読書指導の場として機能の充実を図るほか、教育課程と連動した学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用について、計画的・継続的な指導のもと、学校図書館の利活用を進めていきます。

### 【主な取組】

- ①学校における読書活動の取組「朝読書」について、各校の実態に合わせて展開し、読書時間の確保及び読書習慣の形成を図ります。
- ②小学校では、児童と保護者が一緒になって読書に親しむ「家読」の機会を設けることや、図書委員（高学年）が1年生に本の読み聞かせを実施し、一緒に本を楽しむことなど、各学校、工夫を凝らして読書活動を推進していきます。
- ③司書教諭や学校図書館司書、学級担任が連携し、児童生徒に学校図書館の利用を促し、読書活動を推進していきます。また、貸出冊数が増加するよう読書週間に合わせたイベントを開催するなど、読書への関心を高める取組を行います。

- ④学校図書館では、リクエスト箱やリクエストフォームを設け児童生徒の声を聴き、ニーズにあった本を選書することで、読書意欲の向上に繋がるよう努めます。また、県立図書館の「学校支援セット<sup>3</sup>」を活用するなど、幅広いジャンルの本と触れ合えるよう支援します。
- ⑤学校図書館だけでなく、教室や廊下にある学級文庫や学年文庫など、身近なところに本があり、いつでも本を手にとれるような環境を整えます。また、各学級では市立図書館からの図書配送便やリサイクル本などの活用、学級文庫を学期ごとに他の学級と入れ替えるなど、新鮮な本が児童生徒の身近にあるように努めます。
- ⑥多様な児童生徒に対応した読書活動の推進のため、学校図書館を利用する機会を設けることや、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、多様な図書の整備に努めます。
- ⑦市立図書館による小学校への「ブックトーク事業」を継続して実施します。また、学校での読書活動をさらに充実させるため、司書教諭や学校図書館司書が作成する「図書館だより」や、図書委員が作成する本の紹介ポスターなどで情報発信を行い、本に触れる機会の拡大を図ります。
- ⑧読書活動を推進するために、主に各小学校で活動しているおはなし会サークルと連携を図り、各団体によるボランティアの確保や、本の修理の実施など児童の読書環境の整備の支援に努めます。
- ⑨学校図書館の蔵書管理について、デジタル化による利便性の向上や、市立図書館と連携して、図書管理のノウハウの蓄積を図るなど、誰もが読書を楽しめる環境の整備について調査研究していきます。

---

3 県立久喜図書館で実施している8つのテーマセット（SDGs、仕事、点字など）の団体貸出を県内の学校で利用できる。

## 1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」が策定されました。

## 2 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。

国の動きとしては、令和元年度補正予算を皮切りに、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想の実現が加速し、本市においても整備が進んでいます。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示されました。

### 3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしています。

### 4 こども基本法の成立

令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進においても、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等の様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

### 5 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

国は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定しました。

この計画では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代において必要とされる資質や能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であるとし、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、下記の4つの基本方針を定めています。

- ① 不読率の低減
- ② 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

不読率の低減においては、全国的に高校生の不読率が高い状況が続いていることに触れ、乳幼児期からの読書習慣の形成を促すことだけでなく、主体的に読書に関心を持てるような取組の推進を図る必要がある、としています。

また、同計画の中では、子どもの読書活動の推進体制についても言及しています。

地方公共団体は、地域の実情を踏まえた子どもの読書活動の推進に関する施策の策定だけでなく、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化や、必要な体制の整備を図るものとしています。

また、都道府県の取組として、教育委員会のみならず横断的な取組が行われるような体制整備、都道府県立図書館を活用した市町村への支援、域内市町村への助言や取組等の紹介、高校生や私立学校に通う子どもに着目した取組・施策の実施に努めることが重要であるとしています。

推進方策としては、家庭・地域・学校のそれぞれが中心となって子どもの読書活動の推進に取り組むだけでなく、様々な人や機関との連携・協力や人材育成などの共通的な事項について、それぞれと認識を共有することが重要であるとしています。

## 6 国及び県における新たな教育振興基本計画

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。同計画は「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など五つの基本的な方針の下、子どもの読書活動の推進に触れた「豊かな心の育成」など16の教育政策の目標を掲げています。

埼玉県では「第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）」を令和6年7月に策定しました。読書活動の推進については、「目標Ⅰ 確かな学力の育成」と「目標Ⅱ 豊かな心の育成」に位置付け、家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図り、子どもの読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行うとしています。

## 7 図書館事業の実績値

・第3次計画（令和2年度～令和5年度まで）

### ①ブックスタート事業

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	24	24	18	18
人数	585	521	349	310

### ②読み聞かせ講座（※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症まん延のため実施なし）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	1	—	1	1
人数	10	—	15	15
対象	市立保育園 保育士(オンライン)	—	一般	一般

### ③ブックトーク事業

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	8	8	8	9
クラス	19	22	24	22

### ④吉川市図書館を使った調べる学習コンクール

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
応募点数	165	394	517	561
全国入賞	0	0	優良1, 奨励1	優良1, 奨励3

### ⑤図書配送便

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配送数	24,771	24,456	25,418	25,797
配送施設数	25	25	28	28

### ⑥貸出冊数 ※市内4館・室の合計貸出冊数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	327,770	451,145	439,692	413,035

⑦図書館・図書室における実施事業

場所	事業名	対象	内容	開催頻度
市立	ブックスタート	7カ月児親子	7カ月児健康相談参加親子へ、赤ちゃんへの読み聞かせを通じた心のふれあいの大切さを伝え、絵本を1冊プレゼント	毎月2回
市立	おはなし会 たんぽぽ	3歳まで	絵本、紙芝居などの読み聞かせ	毎月 第1木曜
市立	おはなし会 ひまわり	4歳～小学生	絵本、紙芝居などの読み聞かせ	毎月 第4土曜
市立	英語おはなし会	児童	「よしかわ市民図書館のわ」による英語絵本の読み聞かせ	毎月 第3日曜
市立	ブックトーク	小学3年生	市内8小学校、対象の全クラスで実施。テーマごとに選書した絵本、読み物を紹介	年1回
市立	幼稚園への出張おはなし会	幼稚園	幼稚園の希望を受け実施	都度実施
市立	図書館見学	児童	幼稚園、小学校の希望を受け実施	都度実施
市立	読書ラリー	児童	好きな本のおすすめ文を、用紙に記入してもらい、景品を渡す	年2回
市立	英語多読講座「えいごっておもしろい」	児童	英語おはなし会の先生による英語多読講座。多読資料『Oxford Reading Tree』を使用	年3回
市立	英語クリスマス会	児童	英語おはなし会の先生によるクリスマス会	年1回
市立	チャレンジ図書館員	児童	小学生が図書館の仕事を体験する	年1回
市立	図書館ツアー	児童	図書館の施設と利用案内	年4回
全館	夏休みスタンプカード	児童	図書館利用促進を図る。スタンプ個数に応じて景品交換	年1回 (夏休み期間)
市立	「調べる学習」はじめて講座	小中学生	図書館スタッフによるコンクールの説明、作品作りの指導。	年2回
市立 視聴覚	「調べる学習」個別相談会	小中学生	調べる学習応募作品の作り方を指導する	年1回 (夏休み期間)
市立	「調べる学習」出前講座	小学生	図書館スタッフが小学校で、調べる学習の説明、作品の作り方を指導	年1回
市立	「調べる学習」審査会	小中学生	コンクール入賞作品を審査、決定する	年1回
市立	「調べる学習」表彰式	小中学生	入賞者に表彰状を授与する	年1回
市立	図書館と市内小中学校との情報交換会	小中学校先生	学校図書館と課題の共有、解決を図る	年1回
市立	おはなし会サークル情報交換会	サークル代表者	活動状況の報告と情報交換	年1回
市立	子どもえいがかい	児童	児童向け映画の上映会	年3回

場所	事業名	対象	内容	開催頻度
視聴覚	らいぶらりーのおはなしかい	児童	絵本、紙芝居読み聞かせ、手遊び	毎月 第4金曜
視聴覚	きせつのおはなしかい	児童	ストーリー性のあるお話の面白さを伝える	年4回
視聴覚	おはなしらんど	児童	児童館ワンダーランドでおはなし会実施	毎月1回
視聴覚	夏休みこども工作会	児童	身近な材料での工作指導	年1回
視聴覚	クリスマスえいごお楽しみ会	児童	絵本の読み聞かせや読書の大切さを知ってもらう英語のおはなし会	年1回
視聴覚	ビブリオキッズくらぶ	小学生	ミニブックトークや新聞づくりなどを行い、読書の楽しさを知ってもらう。併せて図書館の使い方も理解してもらう。	①高学年 3回セット ②低学年 3回セット
視聴覚	ぬいぐるみおとまりかい	児童	ぬいぐるみのおとまりかいと読み聞かせを行う。	年1回
視聴覚	こども de シネマ	児童	児童向け映画の上映会	年2回
視聴覚	クイズラリー	児童	こどもの読書週間に開催。クイズの回答者に景品を渡す	年1回
視聴覚	読書推進イベント	児童	季節に関連する児童書を展示し、感想を記入	年1回
中公	森のおはなし会	児童	未就学児から小学生を対象としたおはなし会	年2回
中公	中央公民館 出張おはなし会	乳幼児	「ゼロママ集まれ」の依頼を受け実施	年1回
中公	夏休みブックトークと 実験教室	小学生	中央公民館共催。小学生を対象としたブックトークと実験。	年1回
旭	夏休みスペシャル 「お楽しみ会 in 旭」	児童	怖い絵本や紙芝居、マジックなどのお楽しみ会を開催。	年1回



令和7年 月発行

吉川市子ども読書活動推進計画（第4次）

発行・編集 吉川市教育委員会 生涯学習課

〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

電話 048-984-3563

Fax 048-981-5392